

2010

2

# 社会保険さがし

No.720



## 今月の記事

- 資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします。
- 国民年金保険料の収納業務を外部委託しています。
- 3月～4月は窓口が大変混雑します。申請書は郵送にてご提出ください。
- 事業主の皆様へ
- 「医療費控除」と「高額療養費」について
- 年金相談窓口開設等のご案内
- 「賞与支払届」の提出をお忘れなく!!
- 各種適用関係届書の送付先

社会保険料は納期内に納付しましょう。  
職場内で回覧しましょう。



私たちは、お客様にとって、身近で信頼される組織を目指します

…厚生年金保険・健康保険…

**資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします。**

## 資格取得届

実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届け出ましょう。

### 資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

### 基礎年金番号

過去に厚生年金保険や国民年金等に加入していた方は、基礎年金番号が表示された年金手帳や基礎年金番号通知書の番号を記入してください。

基礎年金番号が不明な方は、「年金手帳再交付申請書」を資格取得届に添付してください。

### 報酬月額

報酬月額には、基本給のほか、通勤手当、家族手当、住宅手当など諸手当を含みます。(食事や住居などの現物給付も加えます。)

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

## 資格喪失届

従業員が退職、死亡などした場合、または、70歳に達したときは、5日以内に届け出ましょう。

### 資格喪失年月日

次の事由に該当した日の翌日が資格喪失年月日となります。

- ①退職した日
- ②死亡した日
- ③常用雇用から臨時雇用に切り替わり適用除外となった日  
ただし、次の事由のみ、**該当した当日**が資格喪失年月日となります。
- ④厚生年金保険については、70歳に達した日(70歳の誕生日の前日)
- ⑤健康保険については、後期高齢者医療の被保険者となった日(75歳の誕生日の当日)

※退職、転職、死亡などの年月日を届書の備考欄に記入してください。



### 被保険者証を必ず添付

上記の①～③及び⑤に該当したときは、すべての被保険者証(本人・家族)を添付してください。紛失等により、被保険者証を添付できない場合は、備考欄にその理由を付記するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付してください。

### 退職後の医療保険や年金

退職や適用除外のため、健康保険の資格を喪失すると、次のいずれかの医療保険に加入することになります。

- ・健康保険の任意継続被保険者となる。(退職後20日以内の手続きが必要です。)
- ・国民健康保険の加入者となる。
- ・家族の健康保険などの被扶養者となる。

60歳未満の方で厚生年金保険の資格を喪失した場合は、国民年金の加入手続きが必要です。住所地の市町村役場の窓口で届出を行ってください。

- 日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して、電話・文書・戸別訪問などによる納付督促や免除等の申請手続きのご案内を、**外部事業者への委託**により実施しております。
- この外部委託は、従来、国が行っていた国民年金保険料の収納業務の一部を受託事業者に委託し、低コストでより良いサービスを提供する事を目的として実施しているものです。
- 地域を管轄する受託事業者は下記のとおりです。

年金事務所	管轄区域	納付案内を行う受託事業者
佐賀年金事務所	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町	キャリアリンク株式会社
唐津年金事務所	唐津市、伊万里市、玄海町	
武雄年金事務所	武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町	

## 注意

受託事業者が電話により納付案内を行う場合は、未納となっている方の納付状況を確認しながら、日本年金機構（旧社会保険庁）が発行する納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで保険料を納付するよう依頼します。したがって、**銀行の口座番号を指定し、ATMの操作により保険料の振り込みを求めません。**

受託事業者の「納付督促員」が戸別訪問により保険料を収納する場合は、身分証を提示し日本年金機構（旧社会保険庁）が発行する納付書をお持ちの方のみ保険料を領収することが可能となっております。**納付書をお持ちでない場合に収納を求めません。**

## 社会保険事務所は年金事務所になり、お客様本位のサービスをお届けします。

### 日本年金機構 佐賀年金事務所（旧 佐賀社会保険事務所）

〒849-8503 佐賀市八丁畷町1-32

- 厚生年金の加入などに関するご相談 …… ☎0952-31-4192
- 厚生年金の保険料に関するご相談 …… ☎0952-31-4193
- 国民年金の加入、保険料などに関するご相談 …… ☎0952-31-4194
- 年金の請求手続きなどのご相談 …… ☎0952-31-4191

### 日本年金機構 唐津年金事務所（旧 唐津社会保険事務所）

〒847-8501 唐津市千代田町2565

- 厚生年金の加入などに関するご相談 …… ☎0955-72-5162
- 厚生年金の保険料に関するご相談 …… ☎0955-75-3231
- 国民年金の加入、保険料などに関するご相談 …… ☎0955-72-5163
- 年金の請求手続きなどのご相談 …… ☎0955-72-5161

### 日本年金機構 武雄年金事務所（旧 武雄社会保険事務所）

〒843-8588 武雄市武雄町昭和43-6

- 厚生年金の加入などに関するご相談 …… ☎0954-23-0122
- 厚生年金の保険料に関するご相談 …… ☎0954-22-5546
- 国民年金の加入、保険料などに関するご相談 …… ☎0954-23-0123
- 年金の請求手続きなどのご相談 …… ☎0954-23-0121

電話番号がダイヤル・インになりました。ご相談内容に応じておかけください。





## 事業主の皆様へ

新しい健康保険証への切替えにご協力いただきありがとうございました。

協会けんぽでは平成21年6月から9月にかけて、事業主様のご理解ご協力により、全国一斉に新しい健康保険証(水色)への切替えを行うことができました。

新しい健康保険証が届いていない事業主様はいらっしゃいませんか？

お持ちの健康保険証は水色ですか？

「宛先不明」、「保管期間経過」のため、お送りした新しい健康保険証が協会けんぽに戻ってきている場合があります。新しい健康保険証が届いていない事業主様におかれましては、協会けんぽ佐賀支部あてご連絡ください。

(0952-27-0611)

被扶養者でなくなった方についての届出をお願いします。

被扶養者の方が、就職した場合や一定の収入を超えた場合など、健康保険の被扶養者の条件に該当しなくなったときは、「健康保険被扶養者(異動)届」に健康保険証を添付のうえ、管轄の年金事務所(旧社会保険事務所)に届出ください。

(被扶養者の届出に関することは、年金事務所にお尋ねください。)

## 「医療費控除」と「高額療養費」について

医療費  
控除

一年間(1月1日～12月31日)に医療費を支払った場合に一定の金額の所得控除を受けることができる**税法上の制度**です。

「**税務署**」  
にお尋ねください。

高額  
療養費

一ヶ月間の医療費の支払いが高額になった場合に、一定の金額を超えた分の払い戻しを受けることができる**健康保険の制度**です。

「**協会けんぽ**」  
にお尋ねください。



# 《年金相談窓口開設等のご案内》

平成22年3月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2 鹿島市民会館 予約	3 多久市役所 予約	4 鳥栖市役所 予約	5 伊万里市役所 予約	6
7	8	9 基山町役場 予約	10 有田町役場 (東庁舎) 予約	11 鳥栖市役所 予約	12 伊万里市役所 予約	13 休日相談日
14	15	16 鹿島市民会館 予約	17 多久市役所 予約	18 鳥栖市役所 予約	19 伊万里市役所 予約	20
21	22	23 基山町役場 予約	24 佐賀県陶磁器 工業協同組合 予約	25 鳥栖市役所 予約	26 伊万里市役所 予約	27
28	29	30	31			

■: 県内年金事務所の休日相談日(受付時間 9:30~16:00まで)  
■: 「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」を併設しております。(相談時間 10:00~15:00まで)

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。

## 出張相談(予約制) 相談時間10:00~15:00

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器 工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

## 県内年金事務所における相談時間

- 佐賀年金事務所 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 0954-23-0121

平日	8:30~17:15
毎週月曜日	8:30~19:00 (休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30~16:00

※予約相談も受付けておりますので、各年金事務所へお申し込みください。

## 賞与支払届の提出をお忘れなく!!

### 賞与に係る保険料も、将来の年金に反映されます

- 賞与(ボーナス)を支給した場合は、5日以内の提出をお願いします。
- 「賞与支払届」(紙様式またはフロッピーディスク)に「賞与支払届総括票」を添付のうえ、提出してください。
- 賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「賞与支払届総括票」の「不支給 1」に○印をつけて提出してください。

## 各種適用関係届書の送付先

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される際は、以下の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F  
日本年金機構 佐賀事務センター



## 社会保険料は納期限内に納付しましょう。

平成22年2月分保険料の納付期限は平成22年3月31日(水)です。

ご注意ください!! ※平成22年2月分の社会保険料計算に係る届書は3月5日(金)までに到着するようお届けください。その後に到着した場合は平成22年2月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。